

2015年2月28日
大東文化学園自己点検・評価
外部評価委員会

2014年度
外部評価委員会報告書

2014年度外部評価委員会報告書の理事会提出にあたって

2015年3月9日

大東文化学園自己点検・評価推進委員会 委員長

太田政男

本学は2014年度から自己点検・評価体制を大きく変えました。第一は、それまで大学のみが行なってきた自己点検・評価活動に、法人経営、第一高等学校を加え、大東文化学園全体で評価活動を推進するようにしたこと。第二は、本学の自己点検・評価の信頼性と客観性を担保するため、文部科学省が認める第三者評価（認証評価）機関とは別に、独自の外部評価委員会を設置し、本学の教育活動について評価を受けるようにしたこと。

外部評価委員会は、教育活動について豊かな見識と経験を有する外部委員7名と学内委員3名（大学教員2名、一高教諭1名）から構成されています。委員会は昨年11月と12月に2回開催され、合わせて6時間にわたって、学内組織である評価専門委員会がまとめた報告書および大学、法人経営、第一高等学校が作成した2014年度自己点検・評価シートについて精査と意見交換を行ない、このたび詳細な報告書が提出されました。

報告書は、大きく、第一部「大学・法人経営」、第二部「第一高等学校」から構成されています。大学・法人経営については、これまで本学が取り組んできたさまざまな活動を前向きに評価しつつ、今後の取り組みへの促しと励ましとともに、改善すべき課題が示されています。また、はじめて自己点検・評価活動を行なった第一高等学校については、学習指導から生徒募集、進路指導、生活指導など高校の教育活動全般にわたって、貴重な指摘と提言がなされています。

報告書に盛り込まれた指摘事項や提言については、大学、法人経営、第一高等学校のそれぞれにおいて真摯に受け止め、取り組んでいきます。とりわけ大学は、2016年度に大学基準協会の認証評価を受けるにあたって、外部評価委員会の指摘や提言を認証評価報告書にできるだけ反映させ、改善に取り組んでいきます。理事会においても、改善が必要であると認めた事項について、速やかに有効かつ具体的な措置を講じられるよう切望する次第です。

目 次

1.	自己点検・評価 外部評価委員会委員一覧	1
2.	2014年度外部評価委員会 委員会等開催日程	2
I 第一部 大学・法人経営		
1.	第1章 理念・目的	3
2.	第2章 教育研究組織	6
3.	第3章 教員・教員組織	8
4.	第4章 学生の受け入れ	11
5.	第5章 教育内容・方法・成果	20
6.	第6章 学生支援	22
7.	第7章 教育研究等環境	25
8.	第8章 社会連携・社会貢献	27
9.	第9章 管理運営	30
10.	第10章 内部質保証	33
II 第二部 第一高等学校		
1.	第一高等学校	36

自己点検・評価 外部評価委員会委員一覧

◎委員長、○副委員長

◎	前 田 早 苗	千葉大学 普遍教育センター 教授	学外
	神 田 正	東京成徳大学深谷中学・高等学校 校長	
	戸 張 隆 次	板橋区立桜川中学校 校長	
	唐 沢 昌 敬	学校法人東京医科大学常務理事・公認会計士	
	中 村 幸 一	東松山市 教育長	
	猪 野 正 浩	株式会社タニタ ブランディング推進室長 (本学卒業生)	
	浦 野 東洋一	帝京大学 教育学部 教授	
	中 井 睦 美	教育学科 教授	学内
○	東 田 親 司	政治学科 教授	
	佐 藤 和 喜	第一高等学校 教諭	

【幹事：総合企画室】

— 学校法人大東文化学園自己点検・評価規程（外部評価委員会関連規程抜粋） —

（外部評価委員会の設置、役割、委員、開催、任期等）

第12条 学園は、自己点検・評価の信頼性と適切性を担保するため、認証評価機関による評価とは別に、学園独自の外部評価を行う外部評価委員会を設置する。

2 外部評価委員会は、学外委員および学内委員をもって構成する。

3 外部評価委員会の委員は、理事長が理事会に諮り、これを委嘱する。

4 外部評価委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 外部評価委員会に委員長および副委員長を置く。委員長および副委員長は、理事長が理事会に諮り、これを指名する。

6 外部評価委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

7 外部評価委員会が必要と認める場合は、推進委員会および各自己点検・評価委員会の委員長等に出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 外部評価委員会は、学園の自己点検・評価の内容を検証・評価し、学園に対して必要な提言を行う。

9 外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会の委員長が推進委員会の議を経て、これを定める。

次ページに続く

2014 年度外部評価委員会 委員会等開催日程

年月日	時間	場所	内容
平成 26 年 7 月 24 日 (木)	14 : 00～ 15 : 30	学長室	外部評価委員会正副委員長打ち合せ (本学の自己点検・評価活動の概要について)
平成 26 年 10 月 9 日 (木)	15 : 00～ 16 : 30	学長室	外部評価委員会正副委員長打ち合せ (外部評価委員会の進め方について)
平成 26 年 11 月 5 日 (水)	13 : 00～ 15 : 00	大東文化会館	第 1 回外部評価委員会
平成 26 年 12 月 3 日 (水)	13 : 30～ 17 : 30	2 号館 2 階 207 会議室	第 2 回外部評価委員会
平成 27 年 2 月 9 日 (月)	15 : 00～ 18 : 00	2 号館 2 階 206 会議室	外部評価委員会正副委員長打ち合せ (外部評価委員会報告書の取りまとめについて)
平成 27 年 2 月 18 日 (水)	14 : 00～ 16 : 00	2 号館 2 階 220 会議室	学園、大学、第一高等学校との意見交換会
平成 27 年 3 月 18 日 (水)	13 : 00	2 号館 2 階 207 会議室	「外部評価報告書」理事会提出

(諸組織および構成員の義務)

第 1 4 条 大学、高等学校および法人の諸組織と全構成員は、自ら日常的に教育・研究活動およびその支援業務並びに学園全体の管理運営業務を不断に点検・評価し、自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、自らの活動・業務の改善に努めなければならない。

(改善への対応)

第 1 5 条 理事長、学長および高等学校長は、自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要であると認められる事項について、速やかに有効かつ具体的な措置を講じなければならない。

2 理事会は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると認めた事項については速やかに有効かつ具体的な措置を講じなければならない。

(報告と説明責任)

第 1 6 条 推進委員会の委員長は、自己点検・評価の結果および外部評価委員会による評価結果を理事会に報告するとともに、ホームページや刊行物を通じて外部に積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

第一部 大学・法人経営

第1章 理念・目的

1-1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

2008年に建学の精神「東西文化の融合」の現代的読み替えを、さらに2013年には理念の再検証を行い「アジアから世界へ多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という新たな大学の理念を明確にするとともに、100周年に向けて「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」を作成し、目指すべき方向性を明示するとともに、これから取り組むべき具体的施策を6項目にわたり示していることは評価できる。また、同年に学部学科、大学院研究科専攻および課程ごとの目的が設定され、学則に明記されている。

その一方で、外部評価委員会では、優れた建学の精神・理念・目的に沿った大東文化大学の長所、競争上の利点等がビジョン等に十分反映されていないのではないかとする意見、「大東学士力」と学部・研究科等の人材養成の目的との関係が資料からは読み取れない、とする意見もあったので、参考とされたい。

今後、理念・目的の達成に向けた実践を検証するにあたり、特に、学部、大学院研究科等を横断する事項や全学的組織が担当する事項などについては、点検・評価の推進にあたって、責任および権限を有する主担当者を定めるなど、十全な体制でその達成に努められることを期待する。

1-2 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

大学・学部・研究科等の特色は、ホームページの各組織のトップページにわかりやすい形で公表されている。しかし、点検・評価シートに記述された学部・学科の目的については、ホームページに掲載されてはいるものの、探しにくい場所にあるなど、必ずしもわかりやすく公開されているとはいえない。どのような人材を養成することを目的にしているのかを、学生が理解しやすい方法で明示することは、大学一般に求められていることであり、学生の大学選択においても重要であろう。公開方法に今少し工夫が必要ではないか。

理念・目的の大学・学部等の構成員への周知については、あまりなされていない。学内周知の方法としては、FD研修会をそのためだけに開催するというよりは、各学部等の状況に合わせて適宜効果的になされることが望ましい。

学生に対する周知としては、全学共通科目として開講されている「現代の大学」のような自校史教育を、新入生向けに学部・研究科ごとに開講することも効果的な方策であろう。

なお、外部評価委員会では、自校史教育を積極的に活用すべきとする具体的提案があったので、以下に付記する。参考とされたい。

「現代の大学」の活用方策として、内容を学部・研究科の理念・目的に合致させるものとし、履修指導やキャリア教育の視点も踏まえて開講してはいかかが。予想される効果として、①部門の教職員が講座の内容を検討する中で、教職員への周知が図られる、②学生の自校・自己肯定感や自尊感情の醸成が図られる、③初年度教育の強化・充実とともに、学生に学生生活の目標と自己将来像を考えさせる主体的学習の促進策となる、④講座内容とその公表は、そのまま各部門の魅力や特色を社会に発信する好機となる、などが挙げられよう。

1-3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性の定期的な検証については、大学院研究科においては恒常的になされているようだが、学士課程レベルでは行われていない学部が多い。このことは、評価専門委員会においても指摘されているので、今後の改善に期待したい。

こうした検証に際し、実践が進んでいる学部等の例をもとに、日々の教育活動の点検と数年に一度の抜本的な見直しを組み合わせるなど、恒常的に理念・目的の検証を行う体制を整備し、その体制を機能させることが重要となろう。

なお、基準4にも関わることであるが、「大学・学部・研究科等の教育・研究が、建学の精神や理念・目的に沿って適切に行われているか」という観点から、以下のような意見が示された。建学の精神、大学の理念が教育・研究に具体的に反映されているか、という重要な指摘であるので、参考とされたい。

大東文化大学は、中国哲学を基本に据えたりベラルアーツ教育を行うことを建学の精神としている。とくに、中国哲学は気と理を基本に据えて自然現象、社会現象を考察していくことを特色としており、この建学の精神をもとに「アジアから世界へ—多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という理念が設定されている。建学の精神や大学の理念は大変優れたものであるが、それが教育・研究の面に反映されているかどうかについては十分確認できなかった。自然、人間を大切にす新しい時代が始まるにあたり、改めて中国哲学、中国思想を必修もしくは選択必修にする必要があるのではないか。また経済学、経営学、ファイナンスなどの専門科目、実践科目においても可能な限り、人間、自然を大切にす精神を取り入れていくことも大切なことである。

第1章全体について

【特筆すべき事項】

建学の精神および大学の理念の検証を行い「アジアから世界へ—多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という新たな大学の理念を明確にするとともに、「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」を策定し、目指すべき方向性を明示していることは評価できる。

【改善すべき事項】

①学部等の組織以外で理念・目的が設定されていないところがあること、学部等の組織においても、理念・目的の検証体制が不十分なところがあるので、改善が望まれる。

第2章 教育研究組織

2-1 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

学部・研究科等の教育研究組織の見直し（再編成）が必要であることについて全学的に課題意識が共有されてきており、検討が始まっていることは評価できる。

2010年度の認証評価における学士課程の学部学科構成に関する指摘や学生募集の課題を受けて、大学院改革検討委員会・研究所改革検討委員会による再編成に関する答申が出されている。各学部の検討には「温度差」があるようなので、各組織の検討を尊重しつつ学長・理事長らの適切なリーダーシップのもと、全学の理解を得て、次のステップに踏み出すことを期待する。

学部・学科の特色については教職員のみならず学生がよく理解していることが望ましい。教育研究組織の見直しにあたっては、学生の意見を反映させることも必要な観点となろう。

このほか次のような意見の開陳があった。

2010年の認証評価において類似の学科の混在等を指摘されているが、該当の学科では在籍学生の退学・休学も顕著であるので、学部・学科再編成の検討を急いでいただきたい。

私学において「建学の精神」は大学構成員のもっとも大切なよりどころである。他方で学校教育法第83条は「大学の目的」に「道徳的能力を展開させること」を挙げている。特徴的な「建学の精神」をもつ大東文化大学においては、学部・学科の再編成においても、この「大学の目的」規定に注目した議論を期待したい。

「学術の進展」は無限であり、「社会の要請」も多様に変化する。両者は重なるところが多いが、「学術の進展——主として大学における研究への要請」「社会の要請——主として大学における教育への要請」といったん区別して考察してみる必要があるのではないかと。換言すれば、研究と教育とは不可分一体であるという大学の原理を当然の前提としたうえで、「教育研究組織」を「教育組織であること」「研究組織であること」の双方の視点から検証・評価して見る必要があるのではないかとということである。

2-2 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織の適切性について、毎年度の自己点検・評価活動のなかで検証が行われていることは評価できる。

学部、研究科レベルにおいて、自己点検・評価活動のほか、学科協議会、専攻協議会、教務委員会、教授会、研究科委員会等において定期的な検証が行われていることは評価できる。

しかしながら、検証作業が単年度、組織別に「評価シート」の作成という方式で実施されているため、検証結果を改善につなげるプロセスが外部評価委員には見えにくい。学部・研究科等の組織レベルの検証を全学レベルの検証とどのように関係づけ、どのような合意プロセスを

経て改善・改革につなげていくのかについて手続き等を明確にする必要がある。

毎年度検証作業を行っている組織に対して敬意を表す。そのうえで、毎年度実施することが関係者の疲労感ないし徒労感を生みだしてはいないか、検証作業の形骸化をもたらしてはいないか等の視点からの検討もお願いしておきたい。

なお、「アンケート調査」にとどまらない検証過程への「学生参加」の試行を期待したいとの意見があった。学生の大学運営への参画は欧米では定着しており、日本でも今後重視されて行くと考えられるので参考とされたい。

第2章全体について

【特筆すべき事項】

研究活動と教育活動について日頃教員同士の交流、議論が活発になされていることが望ましい。毎月「教育研究ワークショップ」が開催されている実践例は、この意味において高く評価できる。

【改善すべき事項】

- ①学部・研究科は大学の理念・目的に則って設置されているわけであるが、各学部・研究科は全学的観点からみて大学の理念・目的に適っていることについてより丁寧に説明することが望ましい。

第3章 教員・教員組織

3-1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

大学として教員に求める能力・資質等については、明確化されている。ただし、学部・研究科では、「求める教員像および教員組織の編制方針」を定めていないので、これを定めることが望まれる。

編制方針に沿った教員組織の整備はおおむね実行されている。ただし、基本的には前任者と同じ専門の教員を採用するなど、教員構成が固定化している傾向があるので、意識的かつ持続的に学部・研究科の戦略的な教員構成を再検討することが必要であろう。

3-2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

学部学科内における教員の教育研究に関わる責任の所在は明確であるが、学部学科等の独立性が高く、大学全体としての教育研究に関わる教員または担当組織の責任体制が十分とはいえない。教職諸資格、障がい者教育、語学、全学共通科目、地域連携、共同研究など、全学横断的に実施される活動については組織的な連携体制を取ることが必要である。

教員構成については大学運営上必要な人員の確保はされている。ただし、女性・外国人教員の割合が一部学科で少ない。女性教員の人数や外国人教員の人数については、評価専門委員会報告書の数値を参考にすると、女性教員が20.67%、外国人教員が4.75%であるため、改善が求められるが、大学としての対応策が不明確である。

教員の年齢構成が特定の年齢層に偏っており、61歳以上の教員が30%以上在籍している学部、研究科が5つある。文学部46.4%、国際関係学部54.6%、経営学部32.3%、スポーツ・健康科学部33.3%、法務研究科78.5%である。アンバランスの是正策を講ずる必要がある。

授業科目と担当教員の適合性、研究科担当教員の資格等については、適正と考えられる。授業科目と担当教員の適合性は、学部学科ごとに組織的に検討する制度を有しており、毎年検討されている。

研究科担当教員については、法務研究科をのぞきすべて学部の教員との兼任であるので、学部教授会での人事に左右されるが、別途、大学院研究科委員会で資格審査を行っている。ただし、学部教育の教員配置が優先されているため、大学院のための教員配置は、後まわしになる傾向がある。

3-3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

学園規定の教員選考基準に沿って、教員の募集・採用・昇格がなされており、適正と考えられる。学部や研究科等においても内規や資格審査があり、適正と考えられる。基本的に、公募制がとられており、審査も適切である。

3-4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

教員の教育研究活動の評価制度が構築されていない。

授業に関する教員の教育活動に関する評価は、「学生による授業評価」等で行われている。研究活動に関する評価のシステムがないのは課題であり、早急に評価システムを作る必要がある。

教育活動・研究活動等は、「研究業績システム」によって、大学全体のHPから見るができるが、この研究業績の教育活動の欄が空白になっている教員が80%以上いることは問題である。研究活動の業績の公表も学部や研究科によってばらつきがある。

FD活動は、大学全体および学部単位でも行われているが、教員の参加率の低さが課題である。

3-5 教員組織の適切性について定期的に検証を行っているか。

教員組織の定期的な検証については、学部、研究科によっては責任主体・組織、権限、手続きが不明確で、検証プロセスが適切に機能していないところがある。

第3章全体について

【特筆すべき事項】

教員の年齢構成の問題については、教員定年が5歳引き下げられ、各学部学科でも若い世代の積極的採用等が行われており、改善の方向に向かっている。

「研究業績システム」の定着は、教員の教育研究の取り組みを公開するという意味で重要であり、学外への情報公開にもなり、評価できる。

総合企画室の設置と、外部評価委員会制度の導入は、大学運営の透明性を高めるために有効であり、評価できる。

新任教員に対する周知事項についても、新任専任教員向けのハンドブックを作成し配布するなど、改善されてきている。また、コンプライアンスに関する研修会なども行われるようになったことも評価できる。

【改善すべき事項】

- ①教員の年齢構成が特定の年齢層に偏らないよう引き続き改善に努められたい。
- ②教員構成における女性・外国人教員の割合を高めるための何らかの工夫が必要であろう。
- ③教職諸資格、語学、全学共通科目などの学部横断的な教育を担う仕組みと教員配置の検討が必要であろう。
- ④研究業績の教育活動の欄の未記入が80%もあるので、データの書き方の周知を含め、早急に対処する必要がある。
- ⑤研究科教員は、すべて学部教員との兼任であるので、研究科としての教員構成や、授業と

の整合性、資質向上について、恒常的な検討が必要であろう。

⑥幼稚園には専任教員が1名しかいないため、将来の教育改革について十分な責任体制がとれないので、何らかの改革が必要であろう。

第4章 教育内容・方法・成果

4-1-1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

学位授与方針は、大学全体のほか、学部・学科ならびに大学院研究科・専攻について明示されている。そこでは「修得すべき学習の成果」まで明確に示されており、ホームページでも公表されている。

ただ、全学の学位授与方針と各学部、研究科の方針は、どのように関係づけられているのか、方針文書からはよく見えない。また、全学の学位授与方針と大東学士力は、ほぼ同様にも見受けられるが、どのように整理されるのか、今後の教育実践との関係で、検証が行われるものと考えられる。

各学部等の教育目標と学位授与方針は、後者が前者を達成するために身につけるべき力をより具体的に示すという関係になっており、教員にとっても学生にとってもわかりやすく示されているといえよう。

学位授与方針に示された「修得すべき学習の成果」はより具体的に記述することが望ましいともいえるが、それは個々の授業科目において、授業の到達目標（学生が修得すべき知識・技能等）としてシラバスに記載し、あわせて教員による成績評価の基準・方法も記載することで、実践されることになろう。

4-1-2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針が明示されている。教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施の方針などが、学士課程では学科レベルまで、研究科では専攻レベルまで明確に設定されていることは評価できる。ただ、大学全体の学位授与方針に掲げられている学習成果は、学部共通に求められるいわゆる「学士力」に近いものが認められるものの、全学共通科目の単位数が学部によって大きく異なること、自由科目の単位が大きい学部学科があることなど、方針と実際のカリキュラムが整合しているか否かは、外部評価委員会に提示された資料からは十分に確認できなかった。

なお、外部評価委員会では、教育学科の評価シートの本項目の記載事項として、「教育学会活動」「学科コンサート」「学科全体の合宿」は単位認定される正規の教育活動か不明であるというような記述上の問題がみられるとの具体的な指摘があったことを付記する。

4-1-3 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

教育課程の編成・実施方針は、大学、学部・学科、大学院研究科・専攻ごとに、教育研究上の目的、学位授与方針に基づいて明示されており、ホームページでの積極的な公開など、社会にも適切に公表されている。ただし、掲載されているページは「大東文化大学の基準別方針」

というタイトルであり、「基準」の意味は一般にはわかりにくいので、検討の余地がある。

これら方針の大学の構成員への周知については、いずれの大学も十分であるとはいえない。周知の工夫が必要であろう。特に学生に対しては、印刷物、インターネットによる周知のほか、教員が直接学生に語りかけ、学習する意義が伝わるような機会を設けることも重要である。その意味で、評価シートに記述された環境創造学部の「環境創造学入門講義」、国際関係学部の「国際関係学部の学びと就職（キャリア講演会）」などの取り組みは注目に値する。

また、ガイダンスの際は、学校教育法の大学関連条文、大学設置基準等国の大学関係法令について説明し、理解させることが望ましい。

4-1-4 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

学位授与方針等の設定からまだ2年ほどしか経過していないが、多くの学部、研究科で教育研究目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の検証体制が整備され、実際の検証も行われている学部、研究科が多いことは評価できる。高等教育をめぐる状況は変化が激しいことから、カリキュラムの検証は数年に一度の割合で恒常的に実施することが必要となろう。今後期待したい。

東松山キャンパスで開講される全学共通科目、語学教育科目の教育目標および教育課程の編成・実施方針を早急に定める必要があると自己評価されている。重要なことではあるが、全学共通科目、語学教育科目、専門科目のすべてを通じて「学士課程教育」を提供するということが求められていることから、各学部の専門教育といわゆる教養教育の関係を十分に考慮し、実効性のある方針とすることが必要である。

また、教職課程については、課程認定をうけている「単位」は学部ないし学科であるので、多くの学部・学科にまたがる教職課程を統括する組織の責任者に副学長を充てることも考えられてよい。

今日の時代にあっては、すべての大学教職員が長期・中期・短期のPDCAサイクルにもとづく大学運営の当事者意識をもつことが求められている。その意味において、経済学部で「経済学演習成果報告会」を毎年実施している事例、国際関係学部で「原則的に4年に一度、教務員会を中心にカリキュラムの検証・改訂作業を行ってきた」事例は注目に値する。

第4章4-1について

【特筆すべき事項】

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の周知方法として、教員が直接学生に語りかけ、学習する意義が伝わるような機会として「環境創造学入門講義」、「国際関係学部の学びと就職（キャリア講演会）」などを行っていることは評価できる。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の検証として、「経済学演習成果

報告会」の毎年開催や、国際関係学部教務委員会を中心とした4年に一度のカリキュラムの検証・改訂作業の実施は評価できる。

【改善すべき事項】

特になし

4-2-1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

研究科については、講義科目と演習科目（研究指導）のバランス（コースワークとリサーチワークの組み合わせの適切性）について配慮していることが記述から確認できたこと、一部の学部を除いて、必要な授業科目が開設されていることが評価シートで確認できたことから、教育課程の編成・実施方針にもとづいて、概ね、授業科目は適切に開設されていると認められる。

ただし、全学共通科目及び基礎科目のカリキュラム編成権をどのような組織が持っているのか、また、カリキュラム編成に当たり、各学部とはどのような協議が行われているのかについては、提示された資料からは判断できなかった。

評価専門委員会報告書において、①順次性のある科目の体系的配置と②教養教育の柱である全学共通科目の必要単位数に学部・学科のバラつきおよび専門教育と教養教育の位置の不明確さが指摘されているので、今後の改善に期待したい。

教育の体系性に関して、カリキュラムマップやカリキュラムツリーの作成が目指されているので、今後に期待したい。ただし、授業科目を体系的に配置するという課題については、学部・学科ごとの独自性を尊重しながら「体系的とは何か」ということについての検討が必要であり、学問の系統性や体系がそのまま学習の順次性を決定するとは限らないことにも配慮する必要がある。また、「教育の大東」として、4年間を通した学士課程教育の視点から、全学共通科目、基礎科目が位置づけられることも肝要である。

4-2-2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

教育内容の適切性については、各学部、研究科の教務委員会等で定期的に検証が行われ、カリキュラム編成に反映されている。

初年次教育、高大連携、キャリア教育についても、さまざまな取り組みが展開されていること、あるいは新たな取り組みが検討されていることは評価できる。しかし、評価専門委員会が、これらの取り組みを全学的に調整するシステムがないことを報告書で指摘していることから、そのための体制の構築を速やかに図ることが望まれる。その際、大東文化大学にふさわしい「キャリア教育」とは何かといった議論が学部を超えて行われること、すでに全学共通科目の必修化やキャリア科目の教育課程への位置づけが定着している学部を参考にするなどを通じて、「教育の大東」にふさわしいカリキュラムが構築されることに期待したい。

このことに関わって、外部評価委員会では、以下のような意見が示されたので、参考とされたい。

- ・ 環境創造学科の初年次教育において「学生の主体的な学び」が重視されていること、外国語学部【改善すべき事項】欄に「学部・学科の特色を明確にしつつ、学生の自発的な学びを促し到達目標の設定と到達度の計測ができるような仕組みを構築する必要がある。」と記載されていることなどは注目に値する。
- ・ 「教務委員会や学科主任は授業で問題を持つ学生に文書を送付し、面談を行うなどの学生のケアをしている」（法学部）との取り組みは評価に値する。

大学院研究科については、修士課程修了者の進路の問題、国立大学の大学院定員拡大など、学生獲得に難しい面があるのは、多くの大学に共通の課題である。また、大学院に入学する学生の質も変化してきているものと考え。各研究科ともカリキュラムの高度化に取り組んでいるように見受けられるが、課程制の趣旨を踏まえつつ、引き続き、魅力あるカリキュラムの開発に取り組んでいただきたい。

4-2-3 国際化に対応した教育を行っているか。

大学独自に点検項目を設定しており、国際化への意欲が感じられる。大学としても、アジアを中心として、国際交流には実績があり、国際化への素地ができています。また、留学生受け入れ数、留学生派遣数の双方の増大に長期展望を持ち、その実現に向けて努力していることは評価できる。

ただ、国際交流、留学生の受け入れ・派遣という視点での記述が多いものの、「教育研究の国際化」として挙げられている6つの柱のうち、教育内容に関する視点（語学教育の強化、異文化理解教育の推進、国際教養教育の推進）に立った記述は学部レベルではあまりなされていなかった。また、基礎教育科目及び全学共通科目についても、教育の国際化方針に対してどのような位置づけでどのような役割を果たすのかを読み取ることはできなかった。

一方、研究科については、カリキュラム上に国際化対応の科目が開設されており、学生の学ぶ機会が保証されている研究科が多い。今後も大学としての強みを活かした充実が期待される。

国際交流センターについては、情報が限られているため評価シートのみから判断すると、機能が発揮できているようには必ずしも読み取れなかった。センターの機能が十分発揮できるような体制の構築が望まれる。

近年、留学生の減少が目立っていること、非漢字圏からの留学生が少ないことなどの検討課題があげられているので、上記の教育に関する検討と並行して検討されることを期待したい。

さらに、国のガイドラインにそって、より充実した、全学に開かれた「日本語教員養成課程」の開設の検討を期待したい。

4-2-4 教育課程の適切性について定期的に検証を行っているか。

教育課程の適切性については、検証体制が整備され、学部、研究科の教務委員会、カリキュラム委員会等で組織的に検証が行われている。

例えば、非常勤講師の交替にあたり、従来の非常勤講師の授業内容を検証し、当該授業科目の継続の可否を検討しているという環境創造学科の取り組みは注目に値する。

教育課程の適切性を検証するということは、学生がいかにか主体的に学び、当該授業科目の到達目標をどの程度達成できたか、達成できなかった場合教育課程に問題がなかったかを検証することが重要である。その意味で、検証プロセスへの「学生参加」を工夫することも検討されてよい。

なお、全学共通科目に関して、前回の認証評価での指摘など、課題が自覚されながら改善されていない事項もあるように見受けられる。大学全体のビジョンや各種方針の実現との関係を見据えて、課題の改善への取り組みが期待される。

第4章4-2について

【特筆すべき事項】

教育課程編成の検証の一方策として、環境創造学科において、非常勤講師の交替にあたり、非常勤講師の授業内容の検証のもと、当該授業科目の継続の可否を検討していることは評価できる。

【改善すべき事項】

- ①順次性のある科目の体系的配置、専門教育と教養教育の関係性、単位数のあり方などについて、大学として自覚されている。今後の大東文化大学の教育の方向性に関わる重要な課題であるので、全学の理解と協力のもとに改善されることを期待したい。

4-3-1 教育方法および学習指導は適切か。

受講登録の単位数の上限設定について、認証評価での改善の指摘を受けてすべての学部で改善が行われていることを評価する。単位数の上限設定によって学生の履修登録科目数は減少しても、それがただちに学生の主体的な学修時間の増加につながるとはかぎらないので、「単位制度の実質化」に向けた努力を継続する必要がある。

受講学生が400人を超える大規模授業を減らす取り組みがなされていることを評価する。

学生の主体的参加を促す授業方法の採用については、PBL型授業の導入など注目すべき実践例がみられる一方で、学部によって温度差がありそうである。「学生の主体的な学び、授業参加」はそもそも大学の「単位制度」の前提であり、また近年社会的要請も強まっていることから、学内の成功例を共有すること、学生による授業アンケートを活用することなどの取り組みをとおして、学生が主体的に学修するような授業方法の工夫に継続的に努める必要がある。

大学院における研究指導・学位論文作成指導は適切に行われていると判断する。

このほか次のような意見の開陳があった。

初等・中等学校において、「授業」「教育活動」の出発点は教員による「児童生徒理解」にあるとされている。この原理は大学にも妥当すると考えられる。大東文化大学において「学生理解」のためのデータ収集、分析、広報等がどの程度組織的、計画的に実施され、教育活動に活かされているかについての検証が必要であろう。

修得単位数についてCAP制度を導入したことは、大学設置基準や中教審答申の趣旨に沿ったものと理解できる。問題なのは教育職員免許など各種「資格」取得にかかわる授業科目の扱いである。これらの授業科目を124単位外として自由に履修できるとすると「単位制度」の趣旨を損なうおそれがあるが、他方で学生の「進路選択」「学ぶ権利」は尊重する必要がある。この難題に対して大東文化大学がどう答えをだすのか注目している。

「授業アンケート」を効果あらしめるためには、アンケート結果を共通の「資料」として、教員と学生が授業改善について直接対話することが最も効果的であろう。FD活動の一環として企画、実施されることを期待する。

4-3-2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。

認証評価の結果を受けて、全学統一書式でWebシラバスが作成され、シラバスをチェックする体制が整えられたことを評価する。

各学部においては、シラバスと授業内容・方法との整合性について、授業評価アンケートにより確認していることを評価する。

他方で各大学院研究科においてシラバスと授業内容・方法の整合性について検証が適切になされているかについて、評価シートからは十分確認できなかった。大学院の授業は履修学生数が少なく、学生の状況に合わせて授業進度が変わることが多いと考えられるが、両者の整合性について教員に注意を喚起することは必要であろう。また、学生と教員との懇談会の開催など、授業アンケート以外の方法での検証を促すことも考えられる。

このほか次のような意見の開陳があった。

「授業は生きもの」という側面を持っている。学生の実態を観察点検して授業の内容・方法を工夫していると、シラバスどおりに進まないことが起こりうる。学期の途中でシラバスを改訂できる手続き規定を盛り込んでおくことが望ましい。

「休講したときは補講をする」という原則は当然の原則である。したがって、私用や学会参加など学外での仕事のために休講したときは、必ず補講をする（「レポート提出」で代替することは認めない）ことを周知徹底する必要がある。

これに対し法人・大学の公務（とくに出题関係業務、各種横断的な会議等）への委員の任命や会議への出席に関して、「補講の原則」があることから委員の任命に消極的になる傾向がみられたり、会議の成立が危ぶまれたり、実質的な議論が行われ難い傾向がみられる。これは由々しき事態である。法人・大学内公務による休講はやむを得ない面があるので「可能な限り補講

を行うものとし、できない場合にはレポート提出による代替を認める」ことを明確にする必要がある。

4-3-3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

評価基準は明示されているが、「厳格な成績評価」の取り組み状況について評価シートからは確認できなかった。授業ごとの成績の分布状況の把握、同一名称の授業科目の成績の差異の確認、成績評価ガイドラインの作成など、いろいろな方法で厳格化に取り組むことは可能と考えられるので、教員の理解と合意を得て取り組んでいただきたい。

GPAの導入に際しては、授業科目ごとの評価のバラツキを防止する必要がある、少なくともA、B、C、Dの按分比率について合意を形成する必要がある。

単位認定は単位制度の趣旨に基づいて適切に行われていると判断する。

単位の計算方法について学生に周知されているかについて、評価シートからは確認できなかった。

既修得単位認定は厳格に行われていると判断する。

このほか次のような意見の開陳があった。

GPAを学生の「奨学金継続受給の許可条件」や「教育実習履修許可条件」など学生の利害・権利にかかわる事項に活用する場合は、その活用方法・基準等について慎重に検討する必要がある。

4-3-4 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

FD活動について、全学及び各学部・研究科ごとに実施する体制が整備されていることは評価できる。

FD活動の活性化のために、例えば教授会開催日にFD活動を行うなどの工夫が必要であろう。また、内容（授業改善、各種学生支援など）や対象者（若手教員、一般教員、管理職者など）を特定したFD研修を企画し、小規模のFD活動を展開するというのも一つの方策であろう。

このほか次のような意見の開陳があった。

FD活動について「授業担当者間で授業内容、学生の状況について連絡をとりあっている」「全教員参加のFD合宿を開催した」などの実践例が生まれていることを高く評価したい。さらに一歩進めて、教員同士がお互いの授業を見学したうえで授業のあり方について意見を交換するという実践例が生まれることを期待したい。

第4章4-3について

【特筆すべき事項】

前述のとおり、学生の主体的参加を促す授業方法として「PBL」型授業の導入などの実践が生まれていること、FD活動として「全教員参加のFD合宿を開催した」などの実践が生まれていることを高く評価したい。

【改善すべき事項】

- ①履修登録者数が教室の収容定員を超える授業があるか点検をお願いしたい。あった場合には、原因の究明と早急な改善が必要である。
- ②FD活動について、教員の出席率が低調との自己評価がなされている。前述の「所見」も参考にいただき、FD活動活性化の取り組みをお願いしたい。

4-4-1 教育目標に沿った成果が上がっているか。

学習成果を測定するための評価指標については、どの大学においてもまだ有効な方法は開発されていない。教員の合意を形成するのが難しいという問題もある。

アメリカの大学では、ルーブリック、ポートフォリオ、一斉テスト、キャップストーン、学生調査など様々な方法がとられている。

学部・学科ごとに教員で検討する機会を設けることで、教員間の意識の共有化を図ることが現時点では重要と考える。

このほか次のような意見の開陳があった。

大東文化大学における今後の研究開発に期待するというほかない。そのうえで、学生が卒業する時に、そして卒業してから10年、20年、30年後に「大東文化大学を卒業してよかった」と思ってくれることが「一番の成果」であるといえるとするならば、①「卒業時アンケート」を充実させること、②卒業後10年、20年、30年の「卒業生が母校に来る日」を設けて、在学している学生、教職員と対話・交流できる企画を実施することが考えられる。

4-4-2 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

学部の卒業認定は適切に行われていると評価する。

大学院における学位審査基準とは、どのような能力を身につけることが必要かを明記している基準を指している。学則に記載されている審査基準はいわゆる資格前提要件であり、授与手続き基準であるように見受けられる。認証評価受審のさいには、法令で求められている審査基準の提出が必要となろう。

第4章4-4について

【特筆すべき事項】

特になし

【改善すべき事項】

- ①前述のとおり、大学院の学位審査基準について再検討が必要と思われる。

第5章 学生の受け入れ

5-1 学生の受け入れ方針を明示しているか。

求める学生像・修得しておくべき知識の内容、水準の明示は、アドミッション・ポリシーとして明文化し公表してあり評価できる。ただし、入学者受け入れの方針が、学部によっては、学部全体の方針と、学部所属各学科の方針が重複して、学科の方針項目が不足気味なところがある。

障がいのある学生の受け入れ後の環境整備・支援・ケアの充実が望まれる。学生支援センターに専門部局が置かれていて、入試広報課と協力して対応にあたっていることは評価できるが、支援に関する内容や方針が十分でないことは課題である。

5-2 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

学生募集と選抜は、適切に行われていると思われる。

学生募集方法は社会に充分周知され、入学者選抜においては入試問題の三重チェックを実施して、厳重な作問体制を敷いており、入試結果は教授会で審査され、透明性は高い。入試委員会が定期的に関われ、入試に関わる諸問題に対処している。

しかし、高校などへの積極的なアプローチが不足している。

5-3 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学者数については、入試委員会により検討されており、在籍学生数比率は定員の1.2倍以下1.1倍以上で管理されている。ただし、一部に定員割れをしている学科がある。

5-4 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

責任主体、組織、権限手続きは各部署で適切に行われていると思われる。入試委員会委員長は学長であり、責任主体・組織、権限、手続きは明確である。公正な入学者選抜が行われるような組織になっており、透明性が高いことは評価できる。

入学選抜全体について『入試プロジェクト会議』で提言を行う体制が整ったことは評価できるが、提言の効果について、入試結果等から検証を行うことが必要であろう。

第5章全体について

【特筆すべき事項】

全体として、学生募集、入学者選抜などは、厳密に行われており適正であり、透明性も高く、

評価できる。さらに入学選抜に関わるすべての事項については、定期的に行われる入試委員会で検討されている。

【改善すべき事項】

- ①適正な定員管理については、慎重に検討すべきであるが、一部に定員割れしている学科があり、定員数の見直しを含めた早急な対策が必要であろう。
- ②学生募集に関しては、高校などへのより積極的なアプローチが必要である。学生募集は、入試委員会や入試広報部だけでなく、各学部・学科等に学生募集のための効果的取り組みの実施と検証を求めるなど、全学で協力することが必要である。
- ③障がいのある学生の受け入れについて、支援に関する内容や方針が十分でないことは課題である。障がいのある学生の全学的な受け入れ方針の策定を課題としている学科が多いが、各学科で現時点での実施可能な対応や受け入れ環境を検証し、現状での方針を具体的に示せるとよい。
- ④HPの作成については、学生募集をより意識した作成が望まれるので、HPやオープンキャンパスなどについて、高校生などから率直な意見が聞けるシステムを作る必要がある。特に定員割れをしている学科等では受験生のニーズに合った内容（就職含む）の検討が望まれる。

第6章 学生支援

6-1 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生支援に関する方針を定めていることは評価できる。

ただ、それぞれの内容が抽象的で総花的な印象を受け、達成目標に対してのロードマップが描き切れていないなどとする意見があった。また、単年度で実施すべき課題があまりにも多くリソースが分散している、単年度の課題を絞りステップ・バイ・ステップで最終的に目標を達成するプロセスを構築する必要があるとの意見があった。

6-2 学生への修学支援は適切に行われているか。

学生支援に関する方針が明確化されているが、それぞれの対策が学部・学科独自又は単位で実施されているという印象を受ける。例えば学生支援センターが各学部・学科が共通して抱えている修学支援の課題を抽出・把握したうえで、学部・学科共通の具体的な目標を決めブレイクダウンしてはどうか。

また、退学者を減らすことは喫緊の課題であるが、過去3年度間の学科別の在籍数に対する退学者及び除籍者数の割合をみると、次表のとおり中国語学科、日本語学科、中国学科が3年ともワースト5に入り、英米文学科、国際関係学科、国際文化学科が2年入っている。

他方でベスト5は教育学科、書道学科、スポーツ科学科などである。このように学科別にみた退学者数が特定の学科において改善が見られないのは問題であるので、ワースト5になっている学科を中心に原因を究明し重点的な対応策を講じる必要がある。

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
平成23年度	中国語学科 6.5%	国際関係学科 6.4%	中国学科 6.2%	国際文化学科 5.7%	日本語学科 5.6%
平成24年度	中国語学科 7.2%	中国学科 6.2%	日本語学科 4.7%	国際関係学科 4.2%	英米文学科 4.0%
平成25年度	中国語学科 6.2%	日本語学科 4.8%	英米文学科 4.8%	中国学科 4.4%	国際文化学科 4.3%

(注)「学園の現況」における「退学及び除籍」の学科別数を当該年度の5月1日「学生数」で除した。

また、オフィスアワーの利用状況が不明となっているが、この利用は少なく形骸化しているのではないかと、学生支援のツールとしては、予約制によるオフィスアワーの利用よりも、授業後の相談や学生相談室の利用を奨励する方が実際的ではないかと、との意見もあった。

6-3 学生の生活支援は適切に行われているか。

保健指導などが必要な学生に早期の面談が行われていないこと、学内関係者の情報の共有が進んでいないことなど、全般的に見て受け身の姿勢が強い印象を受ける。ハラスメントを含めメンタル面でのケアが今後、ますます重要性が高まってくることを考えると、例えば学内行事やオリエンテーションなどを活用した周知徹底や専門の外部機関との連携も視野に入れた対応などを検討する必要がある。

なお受け身になる要因としては、保健室や学生相談室等で該当学生を把握した場合に、守秘義務の問題があり所属の学科主任等への連絡がためらわれていることが一つの要因になっている可能性があるため、その場合にはチームとして全学的な対応を行う方針を明確にする必要があるとの意見があった。

さらに安全互助会の資産運用基準が見直され整備されたかを確認する必要がある、国際交流会館の建設も含めて留学生に対する支援体制の充実に期待する、との意見もあった。

6-4 学生の進路支援は適切に行われているか。

自己点検・評価シートからは、各種の進路支援業務が総合的・体系的に行われていないように見受けられる。キャリアセンターとして、遅くとも教養課程が終了する前に、進路支援にかかわる情報を開示し、指導・ガイダンスからキャリア支援、資格取得までを包括的に実施できる体制を整備すべきだと考える。

また、同センターに早期に行かせるための工夫が大事であり、例えば同センターがよびかけで3年次での集団面接の練習会の開催やゼミ担当教員が学生の意向を早期に把握して同センターに行かせるよう同センターと各学科との連携の強化をさらに進めるべきとの意見があった。

6-5 学生の課外活動への支援は適切に行われているか。

大学が運動部、文化部の両部にわたる学生の課外活動の全体像や助成金の運用の実態を的確に把握していないようにみられるので、例えばスポーツ振興センター等において課外活動支援のための共通のルールあるいはガイドラインを作成し、これをベースに運用して検証する仕組みを整えるのが望ましい。

また学生ボランティアについては、平成26年度から社会貢献活動（ボランティア）奨励事業が開始されたのは評価できるが、今後のボランティア活動の一層の奨励や拡充のために、現在ボランティア活動に関する業務が、学生支援センターや地域連携センターなどにわかれているので、例えば全学的なボランティアセンターによる需要と供給の一元的な管理の仕組みをつくることを検討してほしい。また、一定条件を満たす団体によるボランティア活動に要する経費（例えば被災地への貸切バス代等）への助成なども検討してほしいとの意見もあった。

さらに学生自治会費の予算執行の透明化にむけて、大学側による自治会側へのアドバイスを強めることが必要だとの意見もあった。

6-6 学生支援の適切性について定期的に検証を行っているか。

学生への支援は、学生支援センター、キャリアセンター、スポーツ振興センター、地域連携センターなどに分かれてそれぞれの運営委員会などで定期的な検証・評価がされていると見受けられる。それらをまとめて大東文化大学全体としての学生支援の実態や問題点を客観的・定期的に検証する仕組みを構築してほしい。

第6章全体について

【特筆すべき点】

とくになし

【改善すべき点】

- ①修学支援に関して、複数の学科において退学・除籍者が恒常的に多いことについて、原因を究明し重点的な対応策を講じる必要がある。
- ②ハラスメントを含めメンタル面でのケアが今後ますます重要性が高まってくることを考えると、例えば学内行事やオリエンテーションなどを活用した周知徹底とともに専門の外部機関との連携も視野に入れた対応を検討する必要がある。
- ③キャリア支援について、早い段階から情報を開示し、指導・ガイダンスからキャリア支援・資格取得までを包括的に実施できる体制を整備する必要がある。
- ④今後のボランティア活動の一層の奨励や拡充のために、例えば全学的なボランティアセンターによる需要と供給の一元的な管理の仕組みをつくることを検討してほしい。
- ⑤学生への支援は、学生支援センター、キャリアセンター、スポーツ振興センター、地域連携センターなどに分かれて検証・評価がなされていると見受けられるので、大東文化大学全体としての学生支援の実態や問題点を客観的・定期的に検証する仕組みを構築してほしい。

第7章 教育研究等環境

7-1 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育研究等環境の整備に関する方針の明確化はなされている。

なお、今後の大規模災害に対応して、近隣住民の避難、帰宅困難者などの学内滞留者が多数予想されることから、授業中などを想定した実地的な危機管理体制の構築、避難マニュアルの作成等を急ぐ必要がある。その際に部署によって「危機管理」の捉え方が異なっていることにも注意するとともに、実際に避難訓練を行い、避難器具が使用可能か、安全に避難できるかの検証が必要と思われる。

7-2 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

東松山校舎の再開発が行われアメニティの形成がすすめられたことは評価できる。一部の校舎は建替えせずに修繕して継続使用となっているが、施設・設備が古いので、トイレ等の改修を急ぐ必要がある。また緑山小学校跡地の活用方針の検討がなされたので、方針に沿った緑山キャンパスの改修等を急ぐ必要がある。

スクールバスについては、高坂駅前の発着場が改善されたことは評価できる。大東文化会館からの乗車のための待ち行列が長いことから、2限目等に向けたバスダイヤの増発等の見直しが必要ではないかとの意見があった。

喫煙場所の設置等は評価されるが、通行路の近くや通行人への副流煙等の影響が出ない場所への設置を考慮すること、また、将来的には「完全分煙」に向けたルール作りを望むとの意見があった。

7-3 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書館については、おおむね適切であるが、書庫棟の開館時間の延長を早急に実現することを希望する意見があった。

学術情報サービス等の機能はおおむね適切と思われるが、第一高等学校への協力及び今後の電子書籍化の拡大への対応について具体的な対応を望む意見があった。

また、教員が個人研究費で購入した本も公費による購入であることから、教員が使用済みの本を学生が利用できるように提供する仕組みを検討できないかとの意見があった。

7-4 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

おおむね適切と思われる。なお、9-2で記載しているが、外部の競争資金の獲得に関し、学部別に見て科研費が最近3か年殆ど採択されていない学部がみられ、重点的な対応が必要との意見があった。また、4-3-2で記載しているが、休講した場合の原則補講とするルールに関して、補講の徹底とともに、このルールのために法人・大学等の公務（出題、各種の横断

的な会議等)への委員の任命や出席に関して弊害が出ており、改善策が必要との意見があった。

7-5 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究倫理方針を定め必要な処置を取っていると思われるが、研究倫理委、不正行為調査委などへの付議状況をふまえた重点的な対応(特定の学部・学科に問題が多い場合等の対応)を検討すべきではないかとの意見があった。

7-6 教育研究等環境の適切性について定期的に検証を行っているか。

毎年度の自己点検・評価等において、定期的な検証がなされている。

第7章全体について

【特筆すべき点】

東松山校舎の再開発が行われアメニティの形成がすすめられたことは評価できる。スクールバスについては、高坂駅前が発着場が改善されたことは評価できる。

【改善すべき点】

- ①今後の大規模災害に対応して、学内滞留者が多数予想されることから、授業中などを想定した実地的な危機管理体制の構築、避難マニュアルの作成等を急ぐ必要がある。その際に部署によって「危機管理」の捉え方が異なっていることにも注意するとともに、実際に避難訓練や避難器具を使用して安全に避難できるかの検証が必要と思われる。
- ②東松山キャンパスでの一部の校舎は建替えせずに修繕して継続使用となっているが、トイレ等の改修を急ぐ必要がある。また緑山小学校跡地の活用方針に沿った緑山キャンパスの改修等を急ぐ必要がある。

第8章 社会連携・社会貢献

8-1 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

社会連携・地域貢献の基本方針を定め、教育、研究、社会活動、教職員の参加体制および定期的な検証の方針が明文化されていることは評価できる。地域連携センター規程が制定され、様々な社会連携・社会貢献を行うための指針と組織体制が整えられている。また、同方針に基づき、地域連携センターが多くの様々な業務をこなしていることは評価できる。ただし、産・学・官等との連携について、大学としてリーダーシップをとるような活動はしていない。

国際協力についても、国際化に関する大学の基本方針を定め、国際社会への協力方針を明示している。今後、学生教育の面でもグローバル化への大学としての取り組みはより重要になる。学生の教育という観点から、目標を立てて海外へ行く留学生数の増加を図ったり、海外ボランティアを募ったりするなど、大学としての国際化の方針を出す必要がある。

8-2 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

地域住民等を対象とした「オープンカレッジ」の開校、板橋区と東松山市との共同研究などを通じて、教育研究の成果を社会に還元しているといえる。東松山市と山崎製パンとの共同による「パンやサンドウィッチの開発」、東松山市と連携した課題解決学習型による「日本スリーパーマーチの若者参加提案授業」、「こども大学」への協力、富士見市や東松山市の小中学生を対象とした「書道授業支援事業」、「アジア芸能のタベ公演事業」、板橋区との連携による「なかいた環創堂」・「みらいネット高島平」など学部・学科レベルの社会貢献もなされていて、しかも内容がそれぞれ特長を生かしたバラエティに富んだ取り組みになっている。しかし、地元の東松山市、板橋区との共同研究については、大学側の参加者は逐年減少し、特定の教員の参加で維持されている状態である。

オープンカレッジの受講生の地域住民は、書道、語学等の趣味や実益的な講座には関心をもつが、政治、経済、法律、文学等の講座を募集しても応募が見られない。

地域連携センター、ピアトリクス・ポター資料館、国際交流センターといった目的別施設および組織を通じて、その成果を広く社会に還元していることは評価できる。しかし、これも学部・学科、研究科ごとにみると取り組みの温度差があるように思われる。

国際交流センターを通じて地域連携の国際交流事業に大学として参加していることは評価できる。東松山市の国際交流事業に、留学生を派遣するほか、近隣自治体の小中高校が主催する国際交流のための体験授業にも留学生を派遣して協力を行っている。埼玉地区だけではなく、板橋でも地域国際交流を同じ程度行ってほしい。

8-3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に検証を行っているか。

地域連携の責任主体は地域連携センターにあり、国際交流事業の責任主体は国際交流センタ

一にあり、組織、権限、手続きなどは明白である。毎年度の自己点検・評価活動のほか、各センター等の運営委員会・管理委員会においても定期的な検証が行われている。一方で、責任主体・組織、権限、手続きが不明確の学部もあり、検証プロセスについても組織的な取り組みは機能していない学部もある。また、改善すべき点についても取り組みが不十分な学部もある。

地域連携および国際交流センター主体の活動に関してはよく検証が行われているが、大学の他の部署が行っている地域連携や国際交流活動を集約していない。例えば、教育委員会と協力しての地域連携などは、キャリアセンターや教職課程等事務室を通して行われているが、地域連携センターで集約はしてはいない。地域連携センターや国際交流センターは、センターが主催する業務だけでは無く、大学全体の地域連携・国際交流のリーダーシップをとる必要がある。

第8章全体について

【特筆すべき事項】

東松山市、富士見市、板橋区など地域との様々な連携事業を展開しており、社会との連携・協力に関する方針を定め、教育研究の成果を適切に社会に還元していることは、十分評価できる。また、これらの社会連携・地域貢献を支え統括する組織として、地域連携センターが規定にもとづき運営されていることは、評価できる。

大学の社会貢献としてのオープンカレッジ、ビアトリクス・ポター資料館などの独自の社会貢献の事業もあり、評価できる。学外組織との連携協力の代表的な事業として行っているビアトリクス・ポター資料館では、定期的ニュースレターを継続して発行していることは評価でき、今後も継続が望まれる。

ただし、どの地域連携・社会貢献事業にも見られることであるが、学部学科の参加度の濃淡があり、学科・教員による意識の差が感じられる。その点を考慮した、2013年度の「地域志向活動基礎調査」は、実態を明らかにする第一歩として重要な取り組みであり、非常に評価される。今後定期的な調査が求められる。しかし、地域連携センターを通じた活動もすべて「学園の現況」に載っているわけではなく、また、この「地域志向活動基礎調査」でも明らかにならない部分が残っており、実際には調査結果より多くの地域連携活動を教員は行っていると思われる。その結果が大学に集約されていないことは残念である。

国際社会についての社会連携・地域貢献については国際交流センターが取り扱っている。留学生の派遣など、地域連携と国際協力を結びつける役割を大学が担っており、国際交流センターが規約に基づき協力していることについては、高く評価できる。しかし、教職員や学生が行っている国際交流は、地域貢献と同じく多岐にわたっており、必ずしも大学として情報の集約が行われているわけではない。

学生のボランティアに関する取り組みとして特筆すべきことは、2014年度から始まった「社会貢献活動（ボランティア）奨励事業」である。これはボランティアを行った社会貢献が顕著な学生に大学から感謝状を出すという制度である。人材育成と社会貢献を推進することを目的

としている。今後、この制度が定着し、学生の励みになってほしい。

【改善すべき事項】

- ①地域連携や国際協力については、活動も積極性が伺え、成果も出ているが、しいて言えばさまざまな調査や検証を活動別に分析し、次年度以降の改善に反映していく仕組みづくりが求められる。しかも、明確な成果の物差しがなく、どう評価していけばよいのか、ある一定の数値目標を設定し、これを検証していく体制が必要と考える。地域連携センターおよび国際交流センターは、センターが主催する活動・業務だけではなく、大学の他の部署や教員が行っている地域連携や国際交流活動を集約し、公表する必要があると思われる。各学科、キャリアセンターや教職課程等事務室などとも連絡を取り合い、大学全体の地域連携・国際交流のリーダーシップをとり、目標を設置し、成果を検証し、また、教職員・学生が個別に行っている活動も集約する必要がある。2013年の「地域志向活動基礎調査」の際、各教員にはその重要性が認知されず、個別の地域連携・国際交流活動を届出していない教員も多かった。これら個別の活動を集約し評価することも必要である。
- ②定期的な検証にあたっては、2013年に実施した「地域志向活動基礎調査」が有効であることにかんがみ、同調査の均質性の確保（学部間での記述の濃淡の均質化）とともに同調査の実施周期を定め、改善に結びつける必要がある。
- ③大学として様々な地域連携がされているにもかかわらず、大学側の参加者は逐年減少し、特定の教員の参加で維持されている状態が見える。多くの教員が、地域の政策課題と実務家との共同研究に関心を持ちつつ維持されるよう、何らかのインセンティブを工夫し、両自治体との連携関係の継続に努めるべきである。また、各教職員の個別の地域連携・国際交流活動も集約し、学外に周知する必要がある。さらに、オープンキャンパス等では、地域連携・国際交流事業のブースを設置し、本学を見学する高校生や保護者に知ってもらうといったことも、周知方法としては有効であると思われる。これらの実施により、教員の地域・国際交流に対する意識改革を行う必要がある。
- ④オープンカレッジでは、限られた分野にしか利用者がいないことが問題になっているが、地域における知の資源としての大学の役割や大学の地域貢献の必要性にかんがみ、例えば趣味・実益的な講座の受講生に対して無料で政治、経済、法律、文学等の講座を提供するなどの工夫ができないか検討する必要がある。

第9章 管理運営・財務

9-1-1 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

DAITO VISION 2023 において、都心進出と4年制一貫教育（同一学部同一キャンパス）の追求が記載されているが、既存2キャンパスを含めて3キャンパス体制にした場合に、人件費の大幅な増嵩を招かないで一般教養科目を3キャンパスで行って4年制一貫教育を行うことが可能か慎重に検討する必要がある、との意見があった。

9-1-2 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか。

倫理違反行為・研究不正行為の防止、競争的資金の適正使用、ハラスメントの防止などを進めるコンプライアンス体制の整備は時代の流れである。本学においても、経営倫理、ハラスメント、個人情報保護、研究活動の不正行為等、コンプライアンスの諸問題を包括的にとらえ、全学的なコンプライアンスに関する方針を示すため、「コンプライアンス推進規程」（H24年4月）が制定されている。コンプライアンスに関する推進体制として、理事長、学長等を中心とする「コンプライアンス推進会議」が設置され、この会議において、基本方針、研修、組織体制の検討などが行われている。また、事務部署としては、総務課に実質的なコンプライアンス機能を持たせ、個別の具体的事案に対応する体制を整えるとともに、顧問弁護士や公益通報の外部窓口など、外部の専門機関との連携も強化している。

学則における副学長の権限と責任について明確化を急ぐ必要がある。情報セキュリティに関する教職員が遵守すべきガイドラインの策定を急ぐべきである。内部監査については、教員と職員の混成チームが内部監査を計画的に実施しており評価できる。

なお、監事への支援体制の強化のために監査室が監事の補佐機能をはたすことを検討してはどうかとの意見があった。

9-1-3 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

あえていえば、大学業務全体の見地から各部局の業務を点検して総合調整をはかる機能（役所であれば官房総務課の機能）の強化を図ることが課題である。

9-1-4 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

人事考課や研修はそれなりに行われている。ただし、職員が自発的に仕事を見直し、上司や教員にも意見が言えるようになることを期待する。なお、管理職における女性の割合の向上に努めてほしい。

9-1-5 管理運営の適切性について定期的に検証を行っているか。

定期的な検証は行われている。

9-2-1 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

大学のビジョン・戦略を長期持続的に支える長期財政計画を作成する必要がある。とくに、受験者数低下傾向などといった現在の課題の具体的解決策を反映した長期財政計画にすることが大切である。

科学研究費補助金、受託研究費等の外部の競争的資金の受け入れについては、受け入れを促進するとともにその使用の適正性を管理する推進責任者及び担当部門を設ける必要がある。特に科研費補助金の採択を増やすよう努める必要があるが、最近の3か年度を学部別にみると殆ど採択されていない学部（環境創造学部はH24=0、H25=0、H26=新規採択1）が見られ、重点的な支援が必要と考える。

本学は、都内の大規模な大学と比較して、人件費比率はかなり高い水準で推移している。したがって、教育研究経費比率は低目になっている。この点に関して、同種の大学に比して何故人件費比率が高くなっているのかの原因の分析が必要である。こうした分析を進めた上で、人件費を削減して教育研究経費を増額していく必要がある。ただし、人件費を削減するといっても、給与等を一律に削減してしまうとモチベーションの低下が起こる恐れがある。人件費削減の基本は職務内容を明確にし、人材の偏在を是正することである。また教育やモチベーションの向上により、個人の業績を高めていくことである。長期的視点に立った人材の育成とモチベーションの向上によって、人件費比率を下げしていく必要がある。

過去の経営成績の結果である財政状態は良好である。総資産の57%の金融資産を有している。その内容も、退職給与引当金44億円に対して、44億円の退職給与引当特定資産、減価償却額の累計額の合計額314億円に対して143億円の減価償却引当特定資産を有しており、要積立額に対して十分な積立をしている。自由に使える有価証券も40億円保有している。また、教育・研究を支える3号基本金は225億円と潤沢である。大規模なキャンパス整備も終了しており、財務的健全性は極めて良好であるといえる。これからの課題としては、減価償却額の累計額まで減価償却引当特定資産を引き当てる必要がある。

ただし、収支状況については若干の課題がある。教育研究経費を低く抑えているにもかかわらず、帰属収支差額比率は23年3.1%、24年5.4%、25年1.5%と低水準である。今後、経常費補助金の削減、資産運用収入の減少が予想されるので将来赤字になる恐れがある。3年間で2期赤字になると日本私立学校振興・共済事業団の評価が、グリーンゾーンからイエローゾーンになり財務的健全性の評価が著しく下がることになる。大学評価において財務的健全性の比重が高まっており、事業団の評価が下がるということは当大学の優れたブランド価値を損なうことになる。今後は、経常費補助金が削減されていく中で、私立大学等改革総合支援事業にかかわる補助金等を積極的に申請し、補助金が減らないように努めるべきである。またすでに述べた通り、長期的には人件費比率の削減に努める必要がある。

9-2-2 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

学園規程「学部等行事に関する学生からの徴収資金の適正管理に関する内規」（平成 24 年 11 月 26 日制定）が適切に運用されることを期待する。

9-2-3 財政の適切性について定期的に検証を行っているか。

資産運用に関して、確実な債権等へのシフトの状況や外国債の保有状況について、毎年の実績を検証し、改善につなげることが肝要である。

第9章全体について

【特筆すべき事項】

特になし

【改善すべき事項】

- ①現在低水準で推移している帰属収支差額の改善が必要である。長期的には、消費収支差額が均衡するまで改善することが望ましい。そのためには人件費比率を下げることが不可欠である。
- ②競争的資金の受け入れ支援とその使用状況を管理する組織体制を整備する必要がある。

第10章 内部質保証

10-1 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

自己点検・評価を、認証評価を受ける目的のみで実施している大学が依然として多い中、自主的・自律的な自己点検・評価システムを整備し、毎年度の自己評価結果をホームページで公表していることは評価できる。ただ、自己評価シートによる評価は、ステークホルダーや一般の人々には詳細でわかりにくいものなので、要約版があってもよいのかもしれない。

法令で求められている情報公開については、適切に実施されているようだが、情報公開請求への対応については、2010年度認証評価で手続の明確化が指摘されているにも関わらず、改善が行われていないので、早急な改善が必要である。

文部科学省は、教育情報の公開を質保証の有力な方法と考えており、さまざまな要請が今後ともなされる可能性がある。情報公開の内容・方法について、透明性、分かりやすさの点から、引き続き改善が期待される。

10-2 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

内部質保証の基本方針が定められ、ホームページを通じて、学内外に公表されている。また、内部質保証システムを適切に機能させるため、法人、大学、第一高等学校一体型の新規規定を制定し、平成26年度から新しい体制で自己点検・評価を実施しており、方針と手続きの明確化が図られた。

ただ、質保証に関わる新たな体制が整備されたばかりであり、報告書で自己分析されているように、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムについては、必ずしも有効に機能しているとはいえない。特に、組織を横断する大学全体に関わる課題については、改善・改革はまだ十分な成果を上げているとはいえない面もある。点検・評価結果を中長期的な大学・学園の運営に反映させることが必要である。

また、各学部・研究科においても、教育目標の見直しが行われ、学位授与方針、教育課程の編成・実施の方針などが整備され、各組織において様々な見直し・検証が行われたことを好機ととらえ、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立へと繋がりたい。

10-3 内部質保証システムを適切に機能させているか。

組織レベルでの自己点検・評価活動は、毎年度実施する体制が整ったが、個人レベルでの自己点検・評価については、学生による授業評価、FD活動を通じた改善努力以外はあまり行われていない。教員相互のピアレビューの制度化の検討が提案されている段階である。文部科学省は、個人の業績評価とその給与等への反映を推奨しているようであるが、教員の意欲を削ぐことのないよう、教育研究の質を高めあうような方向での制度設計を期待したい。

教育研究活動のデータ・ベース化については、専任教員全員の活動を研究業績システムにより管理し、ホームページに公開している。今後は、様々な教育関係情報のデータ・ベース化とその分析・改善への反映も求められるところである。

報告書では、「2010年度認証評価結果の助言について、大学基準協会に「改善報告書」を提出するなど適切な対応がなされている」と自己評価しているが、報告義務はないとしても、いくつかの点で改善が望まれる点が指摘されていながら、3年以上経過した現時点においてもまだ改善されていない点があるように見受けられる。

2014年度から、体制が整った外部評価委員会を活用して今後の改善に繋げられることを期待する。

10-4 内部質保証システムの適切性について定期的に検証を行っているか。

内部質保証システムの適切性についての定期的な検証は、大東文化学園自己点検・評価推進委員会、評価専門委員会、外部評価委員会を新たに設置し、責任主体、権限、手続きの一層の明確化を図ったこと、大学、学部・学科、研究科、附置研究所、図書館等の機関において定期的な検証を行う体制が整ったこと、各部局の責任者との面談が定期的に行われ、自己点検・評価および認証評価についての学内の理解が深まっていることなど、適切な検証プロセスを構築し、それが定着をみようとしていることは、評価できる。今後の内部質保証の実質化に大いに期待したい。

なお、外部評価委員会において、今回の外部評価を通じて見えた課題について、下記のような意見が出されたので、参考とされたい。

- ・毎年度評価シートによって行われる自己点検・評価の結果を確実に改善につなげるシステムはまだ確立されているようには見えない。内部質保証の責任主体が、各組織の改善に実質的にどうかかわるのかを明確にする必要があるのではないか。この点が明確になることで、評価専門委員会報告書の記述も充実し、外部評価委員会としても、改善の方向性まで確認して評価ができるものとする。
- ・貴学では、様々な事項につき、毎年検証を行うこととしているが、そのことが却って負担になったり、形骸化につながったりする恐れなしとしない。毎年振り返るべき事項と、数年に一度見直す事項の整理が必要ではないか。

第10章全体について

【特筆すべき事項】

自主的・自律的な自己点検・評価システムを構築し、毎年度の自己評価結果をホームページで公表していることは評価できる。

【改善すべき事項】

①法令で求められている情報公開については、実施されているようだが、情報公開請求への対応については、手続の明確化に向けて、早急な改善が必要である。